

東浦町と明治安田生命保険相互会社刈谷支社との連携及び協力に関する包括連携協定

東浦町（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社刈谷支社（以下「乙」という。）は、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資するため、以下のとおり連携及び協力に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携及び協力による活動を推進し、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図り、東浦町のまちづくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、保険業法（平成7年法律第105号）上、許容される範囲内で、連携し、及び協力する。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) 結婚、出産及び子育てに関すること。
- (3) 地域資源を生かした魅力の創出に関すること。
- (4) 交通が便利で安全に暮らせるまちづくりに関すること。
- (5) つながりや絆の創出に関すること。
- (6) その他地方創生に関すること。

2 乙は、連携事項の一部を、甲と協議のうえ、乙の関係会社に実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容については、甲乙合意のうえ、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携し、及び協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意志表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間内にかかるわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して、必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承知を得ないで他に漏らす事があつてはならない。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年7月27日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20

東浦町

東浦町長 神谷明彦



乙 愛知県刈谷市大手町4-35

明治安田生命刈谷ビル4F

明治安田生命保険相互会社

刈谷支社長 土屋和哉

